

友好都市「保定市」との 草の根交流を支援します

中国河北省にある保定市と西条市は、友好都市締結を交わしており、市では市民間の草の根交流を図るため、次の支援を行っています。

【訪問団への補助金交付】

自主的に保定市を友好訪問する訪問団に、訪問計画の相談や補助金の交付などの支援を行います。

■補助金の交付条件

○市民間の友好親善を目的とする（営利目的などを除く）

○市内に在住・通勤・通学する中学生以上の方5人以上で組織され、市内在住者が過半数を占めること

○保定市に2日以上滞在すること

○他の公的機関から補助を受けないこと

○一度補助金を受けた方には2年間交付しません

■補助金額

団員1人につき3万円を限度として、予算の範囲内で決定します。

【市民訪中団の団員募集】

団員の方には、訪中の活動

計画などを協議いただき、西条市と保定市が協力して訪中を支援します。

■訪中日程

9月下旬（3泊4日）予定

■対象者 市内に在住・通勤・通学する方

■経費 1人当たり約12万円

■応募期限 7月31日（日）

※応募が少数の場合は、中止になります。

【問合せ】

市庁舎本館総務課
国際交流係

TEL 0897-52-1206

最低賃金法が変わります

最低賃金法が改正され、7月1日（火）から施行されます。

■主な改正の一部

○愛媛県最低賃金は、生活保護施策との整合性を配慮して決定

○最低賃金を遵守しない事業主に對しての罰則強化

○派遣労働者は、派遣先の最低賃金を適用

■問合せ

○愛媛労働局賃金室

TEL 089-935-5205

○新居浜労働基準監督署

TEL 0897-37-0151

建設工事入札参加資格審査 経営事項審査の基準が変更 されました

建設業法施行規則の改正によって、経営事項審査の基準が平成20年4月1日から変更されました。

これに伴い、平成21・22年度の建設工事入札参加資格審査申請の受付時には、改正後の新しい基準（再審査を受けたものを含む）による経営事項審査の結果通知書が必要になります。

申請書を提出する際に、決算期の関係で改正後の経営事項審査の結果通知書を添付することができない場合は、審査庁（知事または国土交通大臣）に再審査の申し立てを7月29日（火）までに行う必要があります。再審査の手続きについては、各審査機関へお問い合わせください。

※平成21・22年度の入札参加資格審査申請書の受付は、平成21年1月を予定しています。

■問合せ

市庁舎本館契約課

工事契約係

TEL 0897-52-1235

88クリーンウォーク四国

四国4県で早朝一斉道路清掃!!

8月8日（金）6時から1時間程度

8月の「道路ふれあい月間」に併せて、四国の道路を四国4県で一斉に歩きながら清掃し、みんなで道路を快適に利用していこうとする取り組みです。

コースは、近くの道を3km程度歩きながら清掃する「自由コース」と、四国4県に定められた集合場所や道の駅などの周辺道路を清掃する「モデルコース」があり、参加者には参加証が交付されます。

詳しくは四国内にある、道の駅、高速道路SA、国土交通省各事務所、各県・市町村に配布しているパンフレットをご覧ください。下記へお問い合わせください。

■参加申込期限 7月28日（月）

■問合せ 「88クリーンウォーク四国」
実行委員会事務局 TEL087-821-3510

きれいな川が豊かな心を映します 水質保全区域一斉清掃

7月6日（日）
8時30分～10時
（小雨決行）

「水の都西条」にふさわしい、きれいな河川にするため、多くの皆さんの参加をお願いいたします。

■お願い 清掃用具は、できるだけ各自で準備してください。

記念品を用意していますので、お持ち帰りください。

■問合せ 市庁舎別館環境課 水・環境保全係 TEL0897-52-1382

■清掃対象水系

- ①新町川水系
- ②新川水系
- ③御舟川水系
- ④馬淵川・サラサラ川水系

